

第三十四回国会衆議院

地方行政委員會議錄

昭和二十五年四月十九日(火曜日)

○飯塚委員長代理 これより会議を開きまく。

委員長代理 理事飯塚定輔君  
理事田中 榮一君 理事吉田 重延君  
理事加賀田 進君

相川	龜山	孝一君	金子	岩三君
勝六君	富田	健治君	津島	文治君
	山崎	巖君	三田村	武夫君
	川村	継義君	太田	一夫君
	野口	忠夫君	佐野	憲治君
	大矢	省三君	安井	吉典君

自治政務次官  
總理府事務官  
(自治廳財政局)  
丹羽喬四郎君  
長 奥野 誠亮君

四月十五日、委員室島文治君及び高田富興君辞任につき、その補欠として中川俊思君及び辻寛一君が議長の指名で委員に選任された。

委員辻寛一君及び中川俊思君辞任につき、その補欠として高田富興君及び津島文治君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
地方公営企業法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第九七号)(參議院送付)

# 方行政委員会議録 第二十五条

(四二二)

随事業として、ガス事業を行なうものがプロパン・ガスを販売していく、これは何ら否定すべきではないだろう、こう思つておるわけであります。御指摘のように、プロパン・ガスの販売業を公営企業として積極的に推進していくという考えは持ち合わしておりませ

○加賀田委員 市町村に、そういうプロパン・ガスの配達をする営業所がない場合に、公共団体でもって便宜をはかるということも一つの方法だらうと思います。もし同じようにプロパン・ガスの販売等をやっておる業者があるところへ、あらためて地方公共団体が競争的なそういう形で起こつてくるならば、地方公共団体は収益を目的としておりませんから、従つて一般の企業との競争の中では、価格の点では地方公共団体が有利な立場に立つ。それらの一般業者との関係の調整という問題に対してもう考えておりますか。

○奥野政府委員 プロパン・ガスの販

○奥野政府委員 ブルパン・カスの販売事業を行なうというので、かりに地方債の許可の申請があつたといいました。その場合に、民営の競争企業があるにもかかわらず、そういう事業を行ないたいという場合には、私たちは慎重であるべきだ、こう存じておるわけでございます。

起こりうる場合もあると思いますから、これは自治庁として十分指導しておきたいと思います。

方法をとるべきだということについて  
通達を示しておるわけでございます。  
端的に言いますと、それぞの公営発  
電所におきます原価を基礎としてはじ  
き出すということでございます。従い  
まして、経費は償われるけれども利潤  
というものが十分でない、こういう問  
題はあるかもしません。しかし、そ  
れぞの発電所におきます原価に若干  
のプラス・アルファをして参るわけで  
ございます。その方法をいたしまして  
は、諸経費をまかなうほかに、特別償  
却の経費を、減債積立金及び特別積立  
金というような理由で見込んでいくと  
いうような形にしておるわけでござい  
ます。なお、こまかい点につきまして  
は、さらに御指摘によつて詳しく述べ  
上げてみたいと思います。

○加賀田委員 初目的としては、  
別に電気を発電するということが目的  
じゃなくして、いわゆる治山治水とい  
う立場の上に立つて多目的ダムを建設  
し、その一環として発電事業を行なう  
というのが從来のやり方だと思うので  
す。そういたしますと、減価償却費と  
かその他の算定については、そういう  
ダム建設に使つた費用そのものが償却  
資産として算定されるのじゃなくし  
て、一部分だだと思いますが、それらの  
基準は何か明確になつてゐるのですか。  
なつておつたら、この際お答え願いた  
い。

○奥野政府委員 多目的ダムの場合に  
は、治水目的の部分と、電気関係の部  
分と、それぞれ両用の役割をしておる  
わけであります。従いまして、ダム建  
設に要しました経費を、治水関係の部  
門と電気関係の部門とに割当をするわ  
けでございます。この割当の仕方につ

きましても、一つの計算方式が設けてあるのでありますと、それによつて割当を行ないまして、電気関係のものについては、電力料金を算定する場合の経費の基礎にされていくわけでござります。ダムの所要経費の金額が電気料金に算入されていくわけではございませんで、常にアロケーションをいたしております。

○加賀田委員 そういたしますと、これは最初に申し上げました通り、収益事業じやありませんから、減価償却費とか、あるいは日當営業に必要な経費、人件費その他、また固定資産の所在市町村の必要経費というようなものを原価計算をして、それが電気料金となつてしまつて、電力会社にこれが売却されおる。九電力会社はこれを買って、一般の民間企業と同じように、収益を付加してこれを住民に送電していくということになるわけですね。

そうすると、私の考えのは、多目的ダムの一環として作られたことに対しでは了承いたしますけれども、公営企業としての性格と、住民に対する福祉あるいはサービスを増進するという目的が全然達せられないような気がする。適に申し上げれば、電力会社に利益を贈与しているような立場でこの電気事業が作られておるような気がするのです。せっかく発電事業を行なつて、住民の福祉に貢献しようという目的のものが、そういう目的を達していないということに対して、何らかの方法はないものかと私は考えておるのですが、一般住民の中には、電気を興し

ても、それは電力会社に金をもうけさせておるのであって、公営企業として何ら住民のサービスになつていなければどうかという意見があります。せめてこれらの住民に対し電気料金だけでも少しくらい安くするとか、何かの便宜をはかるようにしてもらいたい。あるいは街頭の電灯等においても、料金を安くするとかなんとかする形で、住民サービスとか、住民の福祉に貢献するような方法を考慮する必要があると思うのですが、この点は自治庁としてどうお考えになつておるか、一つ明確にしていただきたいと思います。

○奥野政府委員 御指摘のような問題は確かにあらうかと思つております。公営電気は、発電をしてもそれをそのまま民間に供給できないわけでございまして、必ず電力会社に売り渡さなければならぬというふうになつておるわけです。従いまして、民間に幾らで売り渡していくかという問題は、電力会社の問題になつて参ります。もとより電気料金の問題でござりますので、通産省が料金改訂については認可を行なうわけでございます。従いまして、その認可の場合に、公営電気から買電しておりますが料金改訂についても当然考慮されて参つてきているのだろうと思ひます。ただ公営電気でも、立地条件からいたしまして、安いコストのところもござりますし、高いコストのところもございまして、いろいろござります。今後公営電気を興してそれを売り渡していく場合は、ある程度地方団体のその電力の供給に対しまして発言力を留保していくという問題があらうかと思うのでございます。いずれ

にいたしましても、現在は電力会社へ  
売り渡すだけのことであって、直接供  
給できないということにそういう考  
え方を反映させる駆路があるのじやな  
かろうか、こう思つておるのでござ  
ります。将来ともそういう問題をあ  
わせまして検討していきたいと思いま  
す。

○加賀田委員 もう一つ、ダム建設に  
は、多目的ですから、農業用水とかあ  
るいは治水目的とか、その他都市の周  
辺では工業用水等いろいろな目的があ  
ると思うのですが、発電事業となりま  
すと、一定の水量を保持しなければ発  
電は不可能でありますから、従つて治  
水等において、急に一時的に出水が  
あつた場合には、はたして放水操作とい  
うものが完全に治水という目的に転化  
されて行なわれているかどうかという  
ことで、いろいろ各所において問題が  
起きているわけなんです。しかも発電  
事業に従事している職員は、やはり特  
殊な技術が要りますから、電力会社か  
らもその技術者が派遣されるというよ  
うな形態もあって、どうも出水期等に  
おいては、発電そのものに大きな  
ウェートを置いて、治水等の操作に対  
しては時間的におくれたりしていろいろ  
な問題が起こるようなことがあると私は  
思うのです。従つてそういう問題  
も、各所に損害補償というような形で  
いろいろ訴訟事件も起こっているので  
すが、これらに対しても完全な目的を  
達成するため、單なる発電目的という  
ことだけじゃなくして、もつと管理に  
も大きな——いわゆる当初の目的であ  
る治水であるとか、その他平穏なとき  
には農業用水等にも利用するというよ  
うな、そういう形を明確に区分してい



し考慮が不十分でなかつたのかという気がするわけです。ところで二十人どん地方で經營されているようでありまることになれば、適用企業はどのくらいふえましようか。それぞれの企業についてどのくらいの割合までいくかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

○奥野政府委員 現在二項に書いてありますような事業にかかる事業は、全体で七百九十三くらい、そのうち第二項の適用を受けるものが百六十三になつております。事業別に申し上げますと、水道事業では七百四十四のうち四十六が該当する。工業用水道事業の方は七のうち三が該当する。それから軌道事業は六ございますが、該当いたしません。自動車運送事業は十三ございますが、これも該当いたしません。地鐵道事業は二ございますが、これも該当いたしません。ガス事業は六ございませんが、これも該当いたしません。電気事業は十五ございませんが、これも該当いたしません。要するに全体で七百九十三あるうち百六十三が二十人以上で該当し、六百三十一が二十人未満で該当しない、こういうことになつております。

○安井委員 そういうことになると、主として水道事業が中心になるわけであります。ですから、何か全体的な適用規定のように思いましたら、主として水道だけに限られておるような気がするわけでございまして、先ほど申し上げましたように思いました。公営企業の事業内容について、本来のここに定められているようなもののはかに、いわゆる印象を受けたのですからお尋ねしたわけです。ところで、公営企業の事業内容について、本来のここに定められているようなもののはかに、いわゆる

その他の事業といふようなのがざいぶあります。現状の総体的な公営企業の特にその他の事業といった面についての現状を一つお知らせいただきたいと思います。

○奥野政府委員 その前に、先ほど資料の読み違いをやりましたので、お詫びを申し上げておきます。第二条第二項の改正規定の適用を受けるものがな

いと申し上げた中で、自動車運送事業

が十三のうち五、地方鐵道事業が二のうち二、電気事業が十五のうち五、ガス事業が六のうち二、從いまして、水道事業の百四十六、工業用水道の三と合わせまして、百六十三になるわけでござります。

それから、その他の事業で問題を起こしているのではないかという御指摘でござります。御指摘の事業の中に入るの

中にはかなり経理に苦しんでおる。その結果、一般会計の相当な負担になつておるもののがかなりござります。私どもは、病院については、どのような配

置になつておるか、こういう点についての十分な考慮がないままに設立され

た結果、その運営が困難を来たしておられる、あるいは小規模の病院事業で

あるためどうも採算がとりにくいいと

いふふうな姿になつておるかと思ひます。そういうことが考えられます。

○奥野政府委員 御意見、私ども全く

その他の事業といふようなものがざいぶあります。現状の総体的な公営企業の特にその他の事業といった面についての現状を一つお知らせいただきたいと思います。

○安井委員 この資料によりますと、水道や軌道なんかは大体赤字でござりますが、ガスは何とか赤字になつておるようですが、これは心配ないです。

○奥野政府委員 ガス事業の場合には、投資的な投下資本が非常に大きいわけでござります。当初減価償却などを大きく出てくると思います。その結果、始めました当初はとくに赤字にならぬかだということはあるいは否定できません。同時にまた、ガス事業を興すようなところは、将来相当発展していく地域が多いだろうと思ひます。そういうこともあわせ考えます。そういうことをもって、

が、今ちょっとお話を中にもあります。この委員会に提出されて審議をされたように、病院事業の赤字が一般会計を相当強く苦しめている。そういう中にも、そういうものも入つておるのですが、これは心配ないです。

○安井委員 まさに今まで出ていないようにも思ひます。この委員会に提出されて審議をされたように、病院事業の赤字が一般会計を相当強く苦しめている。そういう中にも、そういうものも入つておるのですが、これは心配ないです。

○奥野政府委員 まさに今まで出でていないようにも思ひます。この委員会に提出されて審議をされたように、病院事業の赤字が一般会計を相当強く苦しめている。そういう中にも、そういうものも入つておるのですが、これは心配ないです。

○安井委員 そういうふうな姿になつてないわけではありませんが、今後そういうふうな姿になつた場合、それは当然だと思うのですが、つま

り新しく試みとしてそういう努力を払つたつもりでございます。今後なおそれがどれほど補助されたかというようなことも取り入れたのでござります。全く新しい試みとしてそういう努力を払つたつもりでございます。今後なおそ

計方式といふものがなつかしいといふ  
わけでもありませんけれども、予算  
の場合なんかにも、その複式簿記の  
方式だけではなしに、やはり大帳帳  
式の予算も出せといったようなこと  
で、いわば二重経理的な状態にあると  
いうこともちよつと話に聞くわけで  
すが、そういうような点どうなんで  
しょう。

○安井委員 今度の提案理由の御説明の中にも「公営企業の健全な発展を期するには、企業の適正かつ能率的な運営を確保することが肝要で」というふうに言われているわけでありますけれども、現実に地方公営企業の内部においては、まだそこまでいっておるどころか、この法律の適用によつて、むしろ経理内容が混乱しておるといったような、能率的どころか、混乱の方向にあるといった事態がまだあるというような段階にある気がするわけであります。ですから、今おっしゃったような

方向で一つ、その御努力  
ればならないと思います。  
下水道の関係であります  
今度から準公営企業とし  
ずっと拡大をされているト  
ですが、負担金といいますか  
いいますか、そういうもの  
関係は、普通の上水道と  
と思うのですが、実際はどう  
姿になつておりますか。

力を願わなければ  
うが、これは  
この扱いが  
ようでありま  
が、使用料と  
あるのではない  
いうようなことで  
ものにまで使用料  
ようなことでは、  
大きくなりますので  
万全を期していました。  
ふうに思います。  
最後に述べます

したが、これははつきりのひとと、できにくいもののかと思ひます。そういうふうに公共的な性格といふべきかと思います。そういうふうに公共的な性格といふべきかと思います。

まれていないわけですが、一応ワクがふえたにいたしましても、やはり相当需要の方もふえて出てくるのじゃないかということを思うわけであります。そこでやはり問題になりますのは、地方公営企業法の二十二条に定められた許可制の廃止の問題ですね。これがまだ変わらず附則で殺されたままになつてゐるのを、一日も早くおもしりをとつてやるというふうな方向がどこからいつて

なつていくことができるのじやないだらうか。また許可制を通じて、そういうような低利かつ安定した資金を地方団体の経営する事業に必要な額だけを用意していく責任を負っていることになるのじやないか。こう私たちは考えているわけでござります。ただ問題は、地方債計画でワクが十分でないから、ことさらそのワクの中に無理やりに押し込めてしまう。こういう運営

方向で一つ、そこの御努力を願わなければならぬと思います。  
下水道の関係であります。これはずっと拡大をされていくようでありますが、負担金といいますか、使用料といいますか、そういうものと支出との関係は、普通の上水道とはだいぶ違うと思うのですが、実際はどんなような姿になつておりますか。

問題がございましたが、これははつきり區別できるものと、できにいるものもあるのではないかと思います。そういうことでは、これは問題が非常に大きくなりますので、その点御指導をお願いします。

最後に地方債の関係でありますか、ことしの公営企業に対する起債の充当率はどれくらいになりますでしょうか。全体的にふえていくというわけでありますが、しかし需要の方も相当それに対してふえてきていると思いますので、その点の状況をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○野政府委員 まだ三十五年度の起債申請額はまとめておりませんので、一般公共事業のようなものにつきまして、地方債の充当がどうなるかということは言えるわけでございます。しかしながら、御指摘の公営事業につきましては、どうなるというパーセンテージを申し上げることは困難かと思います。

そこで三十四年度の充当率がどうなつておったかということを申し上げることですが、ある程度参考になるのじやないかうかと思ひます。公営企業分で申し上げますと、電気が申請に對して七割四分、水道が五割五分、それと水道と工業用水道に分けて、上水道が五割五分で、工業用水道が五割四分ということになつております。交通事業が四割三分、病院事業が四割、その他の企業が四割七分ということでござります。

まれていないわけですが、一応ワクがふえたにいたしましても、やはり相当需要の方もふえて出てくるのじやないかということを思うわけであります。そこでやはり問題になりますのは、地方公営企業法の二十二条に定められた許可制の廃止の問題ですね。これが相変わらず附則で殺されたままになつてゐるのを、一日も早くおもしりをとつてやるというふうな方向がどこからいっても超も望ましいわけです。地方公営企業と一般会計の問題よりも、何といつても超債といったような問題が一番大きな要素になつてくるだけに、その問題が大きいわけになりますと、これはもう一休いわけですが、少なくとも公募債は財政投融資のワクをはずすとか、そういうふたよな措置が一日も早く望ましいわけであります。自治庁はそういうふうな御努力をされていると、いうことは聞いておりますが、「一休いわけ」でござるまでにそういう方向にいけるかというお見通しを一つお知らせ願いたいと思います。

なっていくことができるのじやないだらうか。また許可制を通じて、そういうような低利かつ安定した資金を地方団体の経営する事業に必要な額だけを用意していく責任を負っていることになるのじやないか。こう私たちは考へているわけでござります。ただ問題は、地方債計画でワークが十分でないから、ことさらそのワークの中に無理やりに押し込めてしまう。こういう運営は避けなければならないと思うのであります。一応地方債計画に基づいて地方債のワークを配分したい。しかし、企業によつてはそれではどうしても必要な事業を遂行できない、しかも客觀的にその事業が必要であり、その企業によつては緣故の資金も相當に利用できるのだ、許可さえ与えられればそれでよろしいのだという場合には特別に金融上大きな影響がありません限り、私たちは原則として地方債の許可を地方債計画のワークの外でやつて何ら差しつかえないのじやないか。考えておるわけでござります。そういうふうな考え方を強く打ち出して参つたわけでございまして、政府部内でも、そういう考え方方が大体一致して参つてきておるのでござります。そういう意味において、三十四年度におきましても、地下鉄その他の事業につきましては、かなり大きな金額の地方債を許可いたして参つておるのでござります。

○奥野政府委員 そのことがいいか悪いか、それは今後の批判の問題だと思います。それで非常に率直に過去の経過を申し上げますと、地方団体について政府が持つてある権限を、終戦直後総司令部は事ごとに排除することを求めたわけであります。総司令部の民政局の方面では、中央政府の機能を抹殺してしまえ、また経済科学局の方では、金融に混乱を与えるじゃないか、インフレの進行している最中に無計画に地方団体が借金をして困るじゃないか、こういうような意見もございました。その間の妥協が、許可を必要としないが、当分の間許可を必要とするという立法になつた経緯がございまして、今日は実態に當てはめて、これをどう擇来持つていくことが適当であるか、これはなお将来も検討しなければならない問題だと思います。ただ私は経過を申し上げただけのこととございませんけれども、さあたっては、今この許可制度をはずすということを適當とは考えていないわけでございます。

○安井委員 そういたしますと、今度ごく差しさわりのない部面だけの改正が行なわれているようであります。これがお気持はお持ちなんでしょうか。

○奥野政府委員 地方公営企業法をさしあたつて根本的に改正する必要をわれわれは認めていないわけでござります。もとより絶えず研究いたしておりましたので、漸次整備していくことは必要だうと思います。また今御指摘になりましたような点につきましては、

○太田委員 関連して一つお尋ねいたいと思うのですが、上水道の超債五%というお話を今あつたと思いまれども、小さい町村において上水道の超債の確保をいたしました場合に、

その設計について、君の町村は小さいんだから、そんな大それた計画を立ては相ならない、もっと規模を縮小して予算額を圧縮しなさい。こういう指示があるというように聞いておりますが、ほんとうでございますか。

○奥野政府委員 そういうような一般的な指示をするようなことは毛頭ございません。もとより、その団体の水道事業が給水を受ける戸数に対しまして少な過ぎる、多過ぎるという両様の問題がございましょうから、それは相談相手になることもあろうかと思います。しかし、地方団体が必要と強く考

えておるものにつきまして、ことさら起債の面から事業分量の縮小をさせる自治府としては、現在のこの地方公営企業法について、近い将来根本的に改正を考えようというお気持はお持ちなんでしょうか。

一年おくれ、二年おくれになつている立派な起債は立てられない。従つて、一部しか起債は立てられない。従つて希望のものを三十五年度にやりたいと思つてゐるけれども、資金がないのです。もとより絶えず研究いたしておりますので、漸次整備していくことは必要だうと思います。また今御指摘になりましたような点につきましては、

の改善につきましては、今後とも努力なりましたようにつきましては、

を払わなければならないとは考えております。

○太田委員 そうしますと、町村とい

う団体におきまして——市というものを除きます。町とか村という地方団体におきまして、今まで上水道を計画した場合の平均事業目論見による資金需要量はどのくらいになっているのですか。

○奥野政府委員 これは給水戸数によつて違つてくるわけでござりますけれども、五千戸までのところでござりますと、簡易水道といふことで、むしろ国が四分の一の国庫補助までいたしておるわけでございます。また市の区域でありますと、一部簡易水道の区域があり、また上水道も行なつてゐるといふような地域もござります。從いまして、町村平均してどうこうといふことではないに、給水戸数からきまつてくる問題でございます。給水戸数が何戸ぐらいでどのくらいといふことになるのじやないかと思います。

○太田委員 そうすると、今の給水戸数できるとしまして、一般上水道におきまして、一番小さい規模のものは最低幾らくらいですか。

○奥野政府委員 簡易水道なんかになつてくると、起債のワクによってどちらか事業計画は不完全なものができます。私はこう想像するわけであります。事業計画の認可のあつたものにつきまして、地方債の許可をする際に、その計画をさらに縮小せよといふようなことを知事なり厚生大臣がいたします場合に、これは助言の意味においていろいろお話をいたしてゐるのだろう、こう私は想像するわけでございます。

○太田委員 事業計画の認可の際に私は想像するわけでございます。

○奥野政府委員 私たちは、一般会計が赤字を出しておりまして、公営企業はむしろ積極的にやつても、らしいたまらない生活を樂にしても、住民の生活を樂にしても、業はむしろ積極的にやつても、なかなか得ないわけでございます。もし何か具体的な事例がござりますならば、その経費は事業収入でまかなえるのではないかという考え方を持つておるわけです。従いまして、財政規模がどうだということで、公営企業の事業の縮小を求めるようなことはまずありません。その経費は事業収入でまかなえる事例を教えていただきたい。もし私の方の店内において、そういう間違った言動をしている者がありますならば、

これは戒めていきたい、私はこう考えるわけでございます。私の常識ではそういうことはあり得ない、こう思いました。

なお、水道事業をやろうといたしました場合に、起債の認可がございます。

ワクの関係もございまして、あるいは

一年で全部つけてもらいたいというの

を、二年にもたがって、あるいは三年

にまたがってつけるを得ない場合が

あります。しかしながら、最

初につけました場合には、あと部分

はどのような年次割でつけるかとい

ことは、現在地方団体にすでに通達し

ております。三十四年度で新しい地方

債をつけました水道事業につきまして

の年次割はすでに通達を終わっております。

○飯塚委員長代理 ほかに御質疑はありませんか。——別に質疑もないよう

でありますので、本案に対する質疑は

これにて終局いたしました。

○飯塚委員長代理 これより討論に入るのであります。討論の申し出もありませのんで、直ちに採決いたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯塚委員長代理 起立総員。よつて、本案は全会一致をもつて原案通り可決いたすべきものと決しました。次にお諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○飯塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散

〔参考〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案（内閣提出第九七号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年四月二十一日印刷

昭和三十五年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局